

Vol. 8-2 資産運用の基本方針の例

本文は、〇〇〇〇確定給付企業年金制度（以下「当制度」と表記する）の資産運用に関する基本方針を示すものである。各運用受託機関は、本基本方針並びに運用受託機関ごとに与えられる「年金資産の運用指針」に従って運用を行なうものとする。

1. 運用目的

当制度の運用は、金利変動による退職給付債務に対する積立比率の変動に留意しつつ、年金の加入員、受給権者等に対する年金給付、一時金給付の支払いのために、安全かつ効率的に運用することを柱とし、許容できるリスクのもとで長期的に見て可能な限り最大の運用収益を確保することを目的とする。

2. 期待収益率の設定

期待収益率は、長期的な財政運営の視点と事業主のリスク負担能力、及び、制度から要請されるコスト（関連法令に基づき、予定利率やその他の要因を考慮した債務コスト等）を総合的に勘案して設定する。当面、当制度の予定利率であるX.X%を目標とする。ただし、当制度の債務特性や市場環境の大幅な変化等、従来前提条件に大幅な修正が必要と考えられる事象が発生した場合には、期待収益率の目標も見直すことができるものとする。

3. 運用に関連するリスク

本運用基本方針において、単に「リスク」という場合は、特に断りのない限り、運用リスク（価格変動リスク、流動性リスク等）を指すものとする。ただし、当制度が管理すべき運用に関連するリスクは、運用リスクだけでなく、運用受託機関等の運用体制、管理体制や事業経営に起因するリスク等も含まれる点に留意しなければならない。

収益率とリスクの関係は、一般的にハイリスク・ハイリターン原則（高い収益率は高いリスクを伴う）が成立する。従って、収益を目指すことについてのリスクの負担に関しては、制度債務の特性、即ち給付設計・成熟度（掛金収入に対する給付支出の相対的割合）・加入員の年齢構成・財政状態等の諸条件を総合的に勘案し、また掛金率の変動に関しての事業主の支払負担力の限界等も十分に考慮した上で、許容し得るリスクの限界を設定し、これを遵守する。

4. 資産構成

(1) 基本資産配分の決定

運用方針は、特性の異なる投資対象資産の区分に基づき、長期的な視点から、各資産への配分比率という形で定める。具体的な投資対象資産及び基本資産配分比率（時価ベース）は（7）にて定める。

(2) 分散投資

基本資産配分決定にあたっては、当制度の運用目標を達成する上でリスクを最小化す

るように、適切な分散投資を図らなければならない。

(3) 投資対象資産の選定

投資対象とする資産の選定にあたっては、その資産を一定比率加えることで、資産全体のリスクと期待収益率の関係が改善するという、合理的な可能性が認められる場合に、投資対象資産の候補に加えることができる。

(4) 資産毎の期待収益率・リスク等の仮定の設定

基本資産配分決定の前提となる資産毎の期待収益率・リスク等の仮定については、一般的に合理的と認められる過去の長期実績や金融環境等を総合的に勘案し、将来の長期的な期待値として設定する。

また、これらの仮定については、金融環境の変動に応じて、適宜変更を行うことができる。

(5) 基本資産配分の維持

基本資産配分方針は、長期的な運用目標の実現を図るものであることから、目標自体の変更や、根拠とする仮定に大きな変化が認められない限り、その方針を維持しなければならない。従って、短期的な市場環境の見通し等に基づいた変更は、原則として行わない。

また、時価の変動等による当制度の意図以外の要因によって、実際の資産配分に変動が生じた場合は、速やかに配分の修正を図る措置を講じる。具体的な方法としては、四半期末の時点で、(7)で定めた基本配分からの乖離の上下限幅を超える変動が発生した場合には、速やかに基本資産配分の上下限幅以内への修正を行う。

修正については、運用受託機関に対する指示をもって行う。

(6) 基本資産配分方針の変更

当制度の運用目標（債務特性等）や市場環境の大幅な変化等、従来前提条件に大幅な修正が必要と考えられる事象が発生した場合には、当制度は、資産配分方針の変更を含む見直しを行う。変更にあたっては、以下の点を遵守する。

ア. 適正な意思決定プロセスを通じて資産配分方針を変更する。

イ. 関係者に対する必要な情報の開示を行う。

ウ. タイミングのリスクを避けるために一定の時間をかけて実施するなど、慎重に行う。

エ. 売買手数料等の移行に要する費用の最小化に努める。

(7) 基本資産配分および乖離の上下限

投資対象資産名		基本資産配分比率 中心値 (%)	基本配分からの 乖離の上下限 (%)
株式	国内株式	15%	±3%
	ヘッジ無し外国株式	15%	±3%
債券	国内債券	45%	±5%
	ヘッジ付外国債券	22%	±3%
現金等		3%	-
合計		100%	-

注1) 国内債券には、一般勘定を含む。

2) 現金の資産配分比率は、緊急避難的に3%を超えて設定することができる。

5. 運用対象資産

組入れ可能な資産クラスは以下の通りとする。

(1) 国内株式及び外国株式

国内外の各証券取引所にて公開されている株式。ただし未公開株式であっても、上場・登録が予定されている株式については、目論見書で上場・登録が確認できるものに限り投資対象とすることができるものとする。

(2) 国内債券及び外国債券

当該債券が格付けを取得しているいずれかの格付け機関から、BBB格(表示はBBB-, BBB3等)以上の格付けを取得していること。当該債券が格付けを取得していない場合は、同一発行体が取得している発行体格付けまたは同一発行体の同種の債券格付けをその代替とする。

(3) 現預金

預金として預入が可能な金融機関は、ムーディーズ社におけるP2またはS&P社におけるA3以上の短期格付けを有する先とする。

投資可能なCP(コマーシャルペーパー)への格付けも同様とする。

(4) 生命保険会社の一般勘定

予定利率保証型の団体年金保険(一般勘定商品)の購入が可能な生命保険会社は、信頼のおける格付け機関によって「保険金支払能力」または「保険財務力」格付けがシングルA格以上である先とする

(5) ヘッジ目的のデリバティブ

先物・オプション・スワップ等デリバティブの利用は、専ら債券・株式・外国為替等原資産の価格変動リスクのヘッジ(いわゆる売りヘッジ)、または原資産の代替(いわゆる買いヘッジ)を目的とし、原資産の変動性を高めるような目的では使用しない。

(6) 代替投資資産

代替投資資産については資産および戦略の適切な分散を行うものとし、この(1)から(5)の限りではないものとする。代替投資の採用については別に定める「代替投資に係る細則」を順守するものとする。

6. 適格運用受託機関

(1) 年金資産の運用は、日本における信託会社、生命保険会社または、金融商品取引法における投資運用業登録を行っている投資運用業社に委託をすることによって行うものとする。

(2) 年金資産の運用先及び運用資産の受託管理先である受託機関は、米国SSAE16など外部機関による内部統制に対する評価又は、Moody'sなど信用ある評価機関によって事務リスクの検証を受けている事を条件とする。

7. 運用受託機関の評価と見直し

運用受託機関の評価は、定量的評価に定性的評価を加えた総合的評価で行うものとする。なお評価期間は原則として3年とするが、運用成績が著しく不良である場合は、この限りではない。

(1) 定量評価

- ア. 株式及び債券の運用においては、各資産毎に算出した時間加重収益率とベンチマーク収益率とを比較することにより行う。
- イ. 代替投資においては、受託機関が自ら設定する目標収益率をベンチマークとし、自らが設定する推定リスクの範囲内で目標を達成することができたか否かで判断する。

(2) 定性評価

運用受託機関の組織、投資方針、リスク管理、運用能力、ディスクロージャー体制、等に関する評価を行う。その際、運用スタイル・手法と実際の投資行動との整合性についても考慮する。

8. ミーティング

原則として四半期毎に運用受託機関と、年金資産の運用状況、今後の運用方針等に関するミーティングを行い、運用に関する当面の重要事項について協議を行うものとする。

(以上)